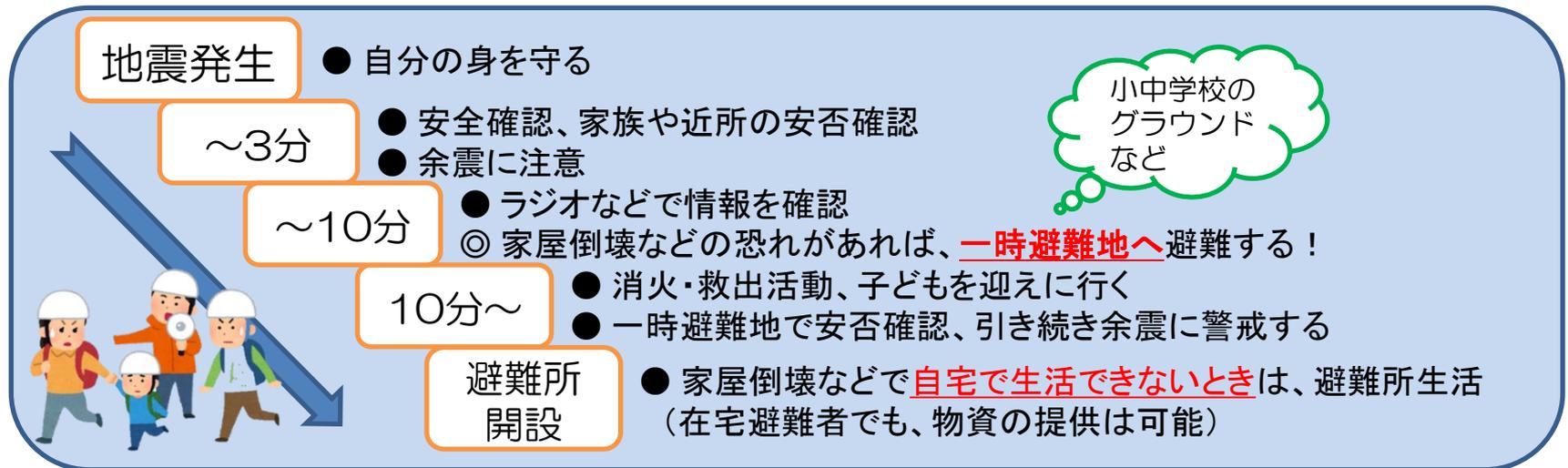


避難所の開設について

資料 3

避難所とは

- 本市があらかじめ指定している公共施設で、**135施設**あります。(地震の場合)
- **震度6弱以上**の地震時には、安全点検の上、全ての避難所を開設します。(自動開設)
震度5強以下の地震では、被災状況等を元に、市で開設する避難所を決定します。
(大阪府北部地震の際は、36小学校の避難所及び一部地域の公民館等を開設するよう指示をしました。)
- **開設**は**施設管理者**が行います。ただし、**時間外に限り**緊急防災要員(市職員)が指定された小学校へ参集し、避難所開設の実施や地域の被害等の情報収集を行います。
運営については管理責任者(施設管理者など)が中心となり、地域住民の協力をいただきながら運営することとしています。
各避難所の開設手順や運営については、各施設が「避難所運営マニュアル」を作成することとしています。



本年の台風の際の「自主避難所」は、あらかじめ予測される災害に備えて、自主的に避難する場を提供することを目的に開設しました。

(台風24号のときは、公民館や市民ホールの35施設を自主避難所として開設しました。)